

## 包括的模倣品・海賊版対策法案(PRO-IP 法案)、下院司法委を通過

2008年4月30日  
JETRO NY 澤井

下院司法委員会(委員長 Conyers 議員(民、ミシガン))は本日、既に知財小委において承認されていた<sup>1</sup>包括的な模倣品・海賊版対策法案「PRO-IP 法案(Prioritizing Resources and Organization for Intellectual Property Act of 2007)」(HR4279)に関するマークアップ(逐条審査)を実施。法定損害賠償規定の強化を定めた 104 条の削除をはじめ、小委マークアップ時と同内容の修正<sup>2</sup>を行った後、発生採決により下院本会議への上程を承認した。

同法案は、Conyers 司法委員長、Smith 司法委ランキング委員(共、テキサス)、Berman 知財小委委員長(民、カリフォルニア)、Coble 議員(共、ノースカロライナ)をはじめ、両党所属の司法委員等により、昨年 12 月に共同提案されていた超党派法案<sup>3</sup>。

冒頭、Conyers 司法委員長は、ハイテク産業や医薬品業界、エンターテインメント産業を含め、米国の知財(IP)産業は、全輸出の過半を占め、1800 万人の米国人の雇用を生み、更に経済成長の四割を占めると発言。他方、知財侵害による被害は、2,500 億ドル、75 万人の雇用の損失につながっていると指摘。本法案により、知財侵害を扱う 8 つの省庁を横断的に調整するポスト(米国知的財産執行代表(U.S. Intellectual Property Enforcement Representative: USIPER))を大統領府内に新設し(同法案 301 条)、国家として優先度の高い案件として、知財侵害を政府の最高レベルの課題として取り扱うと述べている。

Berman 議員は、かかるポスト(USIPER)を関し、新たに知財エンフォースメントの皇帝(czar)を創設したと指摘。併せて、州政府に対する知的財産エンフォースメントのための助成金(08-12 年まで毎年度 2500 万ドル)の交付(511 条)を強調している。

Smith 司法委ランキング委員は、知財侵害に関し、司法省が消極的であり、年間 217 件(07 年度)しか刑事訴追を行っていないとして、超党派法案である本法案により議会在本気であることが司法省にも解るであろうと述べた。

他方、刑事罰の強化(204 条)やコンピュータ・ハッキング及び知的財産(CHIP)ユニット<sup>4</sup>のリソースの強化(512 条)等に関し、Lofgren 議員(民、カリフォルニア)は、善良な市民への影響が甚大であるとして、同法案への懸念を表明した。

前掲の通り、同司法委により本法案の下院本会議への上程が承認されたが、現時点で本会議開催の時期は未定である。

<sup>1</sup> [080306【米国 IP 情報】模倣品海賊版対策法案\(PRO-IP 法案\)、下院知財小委を通過](#) 参照

<sup>2</sup> 修正内容は、[こちら](#)を参照

<sup>3</sup> 法案の概要等は、[071207【米国 IP 情報】下院が包括的な模倣品対策法案\(HR4279\)を上程](#) 参照

<sup>4</sup> CHIP(Computer Hacking and Intellectual Property): コンピュータ犯罪や知的財産事件の集中する地域(カリフォルニア、ニューヨーク等)において、こうした事件を専門に扱うために設置されたユニット(<http://www.usdoj.gov/criminal/cybercrime/chipfact.htm>)

(了)